

大分県の最低賃金が変わります

大分県の最低賃金(地域別)は、令和4年10月5日より

822円 → **854**円 (時間額)

令和4年度 業務改善助成金のご案内

事業場内の最低賃金を一定以上引き上げ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成する制度です



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 大分労働局
Ministry of Health, Labour and Welfare

【お問い合わせ先】 ○業務改善助成金コールセンター 0120-366-440
(受付時間 平日 8:30~17:15)

大分県の最低賃金が変わります

大分県の最低賃金(地域別)は、令和4年10月5日より

822円 → **854**円 (時間額)

大分県(地域別)最低賃金は、年齢、就労形態(正社員、パートタイマー、アルバイト、派遣労働者等)にかかわらず、大分県内で働くすべての労働者に適用されます。

